

福岡県筑紫郡
荒井町春日町
電話01131番
印刷所 福岡印刷株式会社

町長施政方針

「漢文の通り、地方自治は地方財政に規定されているように、国の政策や背負と、各種団体の自主的な事業を尊重し、地方自治の宗旨をまっとうしなければならぬ」と云ふ、基本的にこの期待する地方団体の住民自治を重点的にとりあげ、その政治責任の名において、動員する意図である。

247

一、住居地に必要な環境整備（町勢の飽和な状態に對し、單年度限りの近視眼的な対策でなく、長期的、技術的な視點に立つて、簡便の解決に努むる）、また住居地外、第五種目の小規模用地を農

公共用地的取得については、公共用地的の確保という観点に加え、地価の暴落による財政負担の増大を軽減するため、財政的な措置を奏す、第五種目の小規模用地を農



荷以上の無難な安全を確保され、これらに対処するため、道路の改良または建設の充実はかなり、特に児童生徒の交通場からの保護を最優先的に確保し、交通安全施設の整備を最優先に実施する。

一、「交通安全施設の整備」

学校児童・生徒にじゅうぶんな交通安全施設をという観点から、昭和市

一、圖書館の新設、第二期工事

問題については、現段階に
いて合併するべきではない」
合併成立の条件は両者の利害
係が一致し、最終的にはたが
いに利害衝突した場合には合併する
が適例であるが、現状において
単独に合併せねばならない理由
また、合併することによって決
する利益が配り出されないで、

町が自立していくことが前提とな
本町単独では不可能、困難な事件は

地方公營企業法適用

地方

交通事故から守ろう

交通事故をなくす福岡県交通
本県では、四月一日から五月
までの一ヵ月間、新入生、入園児
などを交通事故から守る指導
活動を行います。



どの交通事故は、平均六土
 年で史上最高になりました。こ
 のは十年間の約一・三倍にもなり
 ます。交通事故でなくなったこと
 は六土人。けがをしたことは
 四十七土人にのびます。と

六に事故の多い新入学、入園の時
れをむかふ、つぎの要領で、新入
入園児を中心とした学園児の一
も交通安全を守るための歩道運動を
開くことにしました。みな
くのご協力をお願いいたします

いよいよ幼児の筆算を見かけた。一時停止し、または待たし、の進行を助けない。

生徒
 明徳四十四年四月 百六十七
 日本國民に國內に住所を有す
 (作庫加入保險者)
 希望により加入できる人

一、蘇蘇しめきり
四月十日(主)皆備部
二、用紙
郵便はがき一枚二句
一人一枚まで
三、賞金
一、一人 二、四人

一、実施期間
四月一日から四月三十日まで

二、重点実施事項

(一)街頭での保護

(二)この上を通る車道へ飛び出さないこと確保は必要ない。

でも、愛のひと街」をかける
(二) 正しい交通しつけの徹底
(ア) 歩道からみのもなかで暗し合
(イ) 文字・(ロ) 式、始末式など
の交通安全教育
交通安全指導の手引きの活
用、交通安全意識、道路標識全
を
(三) 安全な通学、通園路の確
定
(ア) 通学・通園路について注意

(イ) 厚生年金保険 船員保険 冬令
共済組合などに加入している
の配偶者

(ロ) 厚生年金保険 船員保険 冬令
共済組合及びその公的年金給付
を受ける資格をもった方であ
るはては、その方の配偶者

(ハ) 高校、大学の学生、生徒、(ニ)
夜間、通信教育を受けてい

一、三、八、二、五、一、
二、五、八、二、五、一、
三、五、八、二、五、一、
四、五、八、二、五、一、
五、五、八、二、五、一、
六、五、八、二、五、一、
七、五、八、二、五、一、
八、五、八、二、五、一、
九、五、八、二、五、一、
十、五、八、二、五、一、

- (ウ) 幼児のひとりの歩道をさせ
- (エ) 正しい交通のしつけをく
- 返すこと。
- (オ) 運転者への依頼。
- (カ) こどもが横断歩道を渡り
- または渡ろうとしているとき
- 横断歩道の直前で必ず一時停

(イ)学校、幼児施設等における
学(園)路における交通信
標、歩道誘導標、道路標
識の安全面設計の点検、整備。
(四)こどもの遊び場の確保。

る学生をのぞく
(4) 普通地方公共団体の
聯合の職員およびそ
の配偶者
▼保険料の免除
収入が少ないときや
病気やけがで保険料を
納めると経済的に困る
方は、保険料免除の方法

期	満	考
第1回	昭和5年4月1日以前に 発行されたもの	20,000円以上
第2回		
第3回		
第4回		
第5回		
第6回		
第7回		
第8回		
第9回		
第10回		
第11回		
第12回		
第13回		
第14回		
第15回		
第16回		
第17回		
第18回		
第19回		
第20回		
第21回		
第22回		
第23回		
第24回		
第25回		
第26回		
第27回		
第28回		
第29回		
第30回		
第31回		
第32回		
第33回		
第34回		
第35回		
第36回		
第37回		
第38回		
第39回		
第40回		
第41回		
第42回		
第43回		
第44回		
第45回		
第46回		
第47回		
第48回		
第49回		
第50回		
第51回		
第52回		
第53回		
第54回		
第55回		
第56回		
第57回		
第58回		
第59回		
第60回		
第61回		
第62回		
第63回		
第64回		
第65回		
第66回		
第67回		
第68回		
第69回		
第70回		
第71回		
第72回		
第73回		
第74回		
第75回		
第76回		
第77回		
第78回		
第79回		
第80回		
第81回		
第82回		
第83回		
第84回		
第85回		
第86回		
第87回		
第88回		
第89回		
第90回		
第91回		
第92回		
第93回		
第94回		
第95回		
第96回		
第97回		
第98回		
第99回		
第100回		

至急
加入してください
強制加入
被保険者は

（昭和四十四年一月から月額三万円）を納めなければなりません。
▼どんなとき、いくら

「王千才なる農民王千才に於て、國民金庫の總加入者には、總加入して下さい。」
 王加入の方は、今國庫の出す國民金庫は、多量となり、金を多量加入しなければならぬことを、總加入に被験せよ。
 本國庫で、國內に住所を有する農民、内地民、百五十元以上の財産を有する王千才以上の人の

に明瞭なる方、

(イ)農業、林業、漁業に従事し方およびその施設

(ロ)鉱業、工業、商業、サービス業、飲食店、娯楽、職業、クリーニング店、な服装業

よその家族と保護者の方

(ハ)開業している保護財産を、樹園、牧場、養殖場、はりき、マサージ師の方

びその施設と保護者の方

(ニ)家族、会計士、税理士、

の年金が受けられる
か。

保険料の納付は、特
別年金受給者のに絶
対に欠かせない条件で
す。明日を以ていわず
すぐに納めてください
年金についてのご相
談は春日町役場健康課
国保課係にお問い合
せください。

〒558-1133
有線 十四四線二二

◎ どんとき、いくらの年金が受けら

年金の種類	課税上の計算	年金を受取る
老齢年金	25年以上納付	日本から(希望により)
障害年金	1年以上納付	その障害の程度に応じて
母子年金	*	年金が受け取れる年齢に達するまでの間は、児童手当と併せて支給される
遺族年金	*	年金が受け取れる年齢に達するまでの間は、児童手当と併せて支給される
遺属年金	*	父または母が死亡した後の遺族に支給される
遺族年金	25年以上納付	遺族年金は、遺族が生存している限り、遺族が死亡した後は、遺族の遺族に支給される

年金の種類	課税上の計算	年金を受取る
老齢年金	25年以上納付	任意から(希望により)
障害年金	1年以上納付	その障害の程度に応じて
母子年金	*	母が死し、残った子供の生活に困っている場合に
遺族年金	*	葬料に充てられ、残った生活に困っている親族に
遺属年金	*	父母が死別した遺族に
遺族年金	25年以上納付	遺族に上乗せ給付されるもの(夫)の死亡後

※ ①以外3年以上保険料を納め年金を受けること

[illegible]

品名	単位	数量
小麦粉	kg	10
砂糖	kg	5
卵	個	10
バター	kg	2
食塩	kg	1
酵母	g	10

金 額	加
0.000	
0.000	0.000
0.000	0.000
0.000	
0.000	
0.000	
0.000	

要 項	備 考
資本金 12,500	昭和15 年設立
法人につき 4,000	
	昭和15 年設立

第 4 月 (日) 以圖元 方 24,000円以上
第 5 月 (日) 以圖元 方 12,000円以上

五月八日 新聞・放送

四、遊り先
東京都三代国区平野町二丁目
細町会館内
財団法人 明るく正しい酒

一等一人	二角
二等三人	二角
三等五人	二角
肆人	二角

四月十日(土) 毎日新聞
二、用紙
郵便はがき一枚二句
一人一枚まで

会では、たたいま参議院議員の補選をつぎの要領で実施します。

参議院議員
選挙の標語を

昇町の土地

改良工事進む



昇町土地改良工事現場

現在春日町の昇町地区は、旧春日町と旧昇町との境界がほとんど用水路が不備で、低地におき、大規模の土地改良工事により、

昇町の土地改良工事現場。昇町地区は、旧春日町と旧昇町との境界がほとんど用水路が不備で、低地におき、大規模の土地改良工事により、

行楽シーズンの

食品管理に気を付けて

四月から五月にかけては、一年を通じて最も暑い、気候に恵まれた時期です。野山に咲き誇る花々、緑豊かな風景、行楽シーズンの到来です。この時期は、食中毒の発生も多いため、食品管理に気を付けてください。

設備近代化資金を

中小企業へ！

四月一日から、昭和四十二年度中小企業設備近代化資金の申請受付が開始されています。この資金は、中小企業の設備近代化に活用され、生産性の向上に貢献します。

電気の子メータ

ーにも検定を

電気の子メータは、電力消費を正確に計測するための重要な機器です。定期的な検定を受けることで、正確な計測を確保し、エネルギーの無駄を減らすことができます。

たばこは春日町で
一部が町の財政になります。一個のたばこも町内で買い求めください。

四月一日から
部落名改正
岡本寮
若草へ

自衛官募集

自衛官は、りっぱな社会人です。自衛隊の規律ある団体生活で身につけた技術、責任感や根性は一般社会においても、広く歓迎されます。もちろん、その人が希望すれば、自衛隊内で上に進むことができますし、退職後には、一般社会に有利な条件で就職することができます。

窓口知識

＝その1＝

- 1. 窓口の受付時間
- 2. 窓口の受付場所
- 3. 窓口の受付内容
- 4. 窓口の受付方法
- 5. 窓口の受付料

カナの違いを お知らせください

電子計算機導入に よるお願い

春日町では、行政業務の効率化を図るため、電子計算機の導入を進めています。この導入により、業務のスピードアップが期待されます。しかし、データの正確性が求められるため、入力作業に細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

郵便物には 郵便番号を

きょうの七月一日から、みなさまの暮らしに役立つ郵便物の配達に郵便番号が活用されるようになります。郵便物の配達に郵便番号が活用されることで、配達の手間が軽減され、配達スピードが向上します。



あなたの
郵便番号は
616-00

北出張所開設
春日町北出張所は、春日町北部地域の住民に身近なサービスを提供するために開設されました。各種行政手続きの受付や、地域活動の支援を行います。

